

松戸市教育委員会会議録

令和4年4月定例会

松戸市教育委員会会議録

令和4年4月定例会

開 会	令和4年4月13日 (水) 午前9時30分	閉 会	令和4年4月13日 (水) 午前10時55分	
署名委員	教育長 伊藤 純一	委 員	伊藤 誠	
出席委員 氏 名	教育長 伊藤 純一	○	委 員 山形 照恵	○
	教育長職務代理者 武田 司	○	委 員 中西 茂	○
	委 員 伊藤 誠	○	委 員 和座 一弘	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

令和4年4月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	藤谷 隆	22	〃 主任主事	齋藤 康平
2	学校教育部 部長	西川 康弘	23	児童生徒課 課長	中坂 正夫
3	生涯学習部 審議監	小林 清	24	〃 補佐	板花 倫子
4	学校教育部 審議監	堤 和子	25	〃 補佐	佐々木 亮
5	教育総務課 課長	三根 秀洋	26		
6	〃 専門監	壁 和宏	27		
7	〃 補佐	永淵 智幸	28		
8	〃 主幹	小河 孝紀	29		
9	〃 主任主事	斉藤 晃	30		
10	〃 主任主事	染谷 康太	31		
11	〃 主事	生田 裕仁	32		
12	〃 主事	山本 真優子	33		
13	文化財保存活用課 課長	関根 嗣人	34		
14	〃 戸定歴史館長	阿部 寛之	35		
15	学務課 課長	石橋 聡	36		
16	〃 学校保健担当室長	大場 慶育	37		
17	〃 補佐	御園生 朋寛	38		
18	〃 主任主事	増田 奈々	39		
19	スポーツ課 課長	塩路 猛	40		
20	〃 補佐	横田 雅一	41		
21	〃 主査	岡田 浩平	42		

令和4年4月定例教育委員会会議次第

1 日 時 令和4年4月13日(水) 午前9時30分より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

(1) 議 案

(2) 報 告 等

4 その他

令和4年4月定例教育委員会会議 議題目次

(1) 議案

① 議案第 1号

松戸市戸定邸保存活用審議会委員の任命について

(文化財保存活用課) … p1

② 議案第 2号

松戸市教育功労者の表彰について

(学務課) … p

③ 議案第 3号

松戸市教育功労者の表彰について

(スポーツ課) … p

④ 議案第 4号

令和3年(ワ)第1010号損害賠償請求事件に係る指定代理人の
選任替えについて

(児童生徒課) … p

⑤ 議案第 5号

令和3年(ワ)第2104号損害賠償請求事件に係る指定代理人の
選任替えについて

(児童生徒課) … p

(2) 報告等

① 新型コロナウイルスに関する社会教育施設及び学校の現状について

教育長 それでは、傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に、4名の方から傍聴したい旨の申出があります。

松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

本日の教育委員会会議から、コロナ対策で前回までは別室での傍聴とさせていただいておりましたが、同室で傍聴をしていただくことに戻しましたので、よろしく願います。

なお、これ以降傍聴の申出がある場合には、事務局への受付をもって許可に代えることといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

◎開 会

教育長 では、ただいまから令和4年4月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

教育長 開会に当たり、本日の会議録署名人を伊藤委員にお願いいたします。よろしく願います。

◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案5件、報告等1件となっております。このうち、議案第4号及び議案第5号は人事に関わる案件となります。したがいまして、議案第4号及び議案第5号の審議を秘密会としてはいかがか、お諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により決を採らせていただきます。

この後行われます教育委員会会議のうち、議案第4号及び議案第5号の審議を秘密会とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、議案第4号及び議案第5号の審議は秘密会といたします。

次に、日程の変更についてお諮りいたします。

ただいまの決定のとおり、議案第4号及び議案第5号を秘密会にて審議することとなりました。そのため、松戸市教育委員会会議規則第9条の規定により、議事日程の順序を変更することとし、報告等並びにその他につきましては、議案第4号及び議案第5号の前に審議したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、報告等及びその他につきましては、議案第4号及び議案第5号の前に行うことに決定いたしました。

では、ここからの議事進行は、武田教育長職務代理者をお願いします。よろしくお願ひします。

◎議案第1号

教育長職務代理者 それでは、議事の進行に際しまして、新型コロナウイルスの感染予防のために適宜換気を行いますので、ご了承ください。換気のタイミングはこちらのほうでお任せいただきます。

それでは、日程に従いまして議事を進めさせていただきます。

初めに、議案第1号「松戸市戸定邸保存活用審議会委員の任命について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

戸定歴史館長。

戸定歴史館長 おはようございます。よろしくお願ひします

お手元の資料1ページ、議案第1号「松戸市戸定邸保存活用審議会委員の任命について」ご説明いたします。

松戸市戸定邸保存活用審議会条例に基づきまして、松戸市戸定邸保存活用審議会委員の任期が2年となっており、お手元の資料2ページに記載の7人を令和3年12月25日から令和5年12月24日の2年間委嘱任命いたしました。令和4年4月1日の人事異動によりまして、旧委員に代わり新任として、文化財保存活用課長の職にある者を任命するものでございます。

以上、議案第1号につきましてご説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

教育長職務代理者 議案第1号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

ご質問、ご意見ございますか。

前任者が戸定歴史館長だったのと、次の関根さんのほうが役職の名前が変わるんですけども、組織改正のところをちょっとご説明いただけたらありがたいと思います。

戸定歴史館長。

戸定歴史館長 令和4年度より、組織改編に伴い、文化財政策の推進体制の強化を図るために、社会教育課の文化財関連業務と博物館、戸定歴史館の業務を統合し、文化財保存活用課を設置しております。

また、戸定歴史館は昨年度まで課の位置づけでありましたが、令和4年度より文化財保存活用課に属する担当室となっております。これまでも課長職が委員となっておりますので、今回の審議委員につきましては、文化財保存活用課長を任命するものでございます。ただ、戸定歴史館長は事務局として関わりますので、しっかり対応していきたいと思っております。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ほかにご質問等ございますでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第1号を採決いたします。

議案第1号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第1号は原案どおり決定いたしました。

説明者入れ替わります。少々お待ちください。

(説明員入替え)

◎議案第2号

教育長職務代理者 次に、議案第2号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題といたします。

それでは、説明をお願いいたします。

学校保健担当室長。

学校保健担当室長 よろしくお願ひいたします。

初めに、議案についてご説明させていただく前に資料の訂正がございます。申し訳ございません。

お手元でございます本日配付の資料については修正済みではございますが、事前にお配りした資料に訂正がございましたので、ご説明させていただきます。

資料の4ページをご覧ください。

松戸市教育功勞者表彰推薦者名簿の下から6行目になります。

金子勲夫先生の経歴が、学校歯科医43年となっておりますが、正しくは44年でございます。

次に、資料7ページ、松戸市教育功勞者表彰推薦調書の小野元子先生の⑨功績の概要でございますが、文中22年の長きにわたりとありますが、正しくは23年でございます。

次に、資料11ページ、松戸市教育功勞者表彰推薦調書の鈴木麻美先生の⑩適用項目に第4条とございますが、正しくは第2条第6号でございます。なお、鈴木先生は既にお亡くなりになられているため、第4条の規定に基づき追彰するものでございます。

次に、資料17ページ、松戸市教育功勞者表彰推薦調書の小谷彰利先生の⑧経歴の1行目、昭和55年4月から令和4年度3月となっておりますが、正しくは昭和55年4月から令和4年3月でございます。

訂正は以上でございます。校正が行き届かず、大変申し訳ございませんでした。

それでは、議案第2号「松戸市教育功勞者の表彰について」ご説明させていただきます。

松戸市教育委員会表彰規則第2条及び第4条により、推薦者名簿の記載の令和3年度をもって退任された学校医の先生8名、学校歯科医の先生8名、学校薬剤師の先生1名、計17名に感謝状を贈呈するものでございます。先生方のご経歴等につきましては、資料の推薦調書に記載のとおりでございます。

ご推薦させていただいた先生方には、長い年月にわたり児童生徒の健康の保持増進と、学校保健の推進のためにご尽力をいただきました。このことに対しまして、感謝の意を表するため、ご提案申し上げるものでございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

教育長職務代理者 議案第2号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

中西委員。

中西委員 今のご説明だと、規則の2条と4条がどういうものなのかというのは、説明していただかないと分かりません。

教育長職務代理者 2条、4条についての説明をお願いいたします。

学校保健担当室長。

学校保健担当室長 松戸市教育委員会表彰規則というものがございまして、第2条、教育功労者の表彰はいずれかの条件というものがございまして、第2条の6で、多年にわたり学校における保健管理に貢献した者が今回の表彰の対象となっております。

第4条につきましては、表彰の対象者が表彰前に死亡したときに、その死亡の日前に遡って表彰し、表彰状または感謝状、記念品をその遺族に授与するという形になっております。

以上でございます。

教育長職務代理者 伊藤委員。

伊藤委員 そうしますと鈴木麻美さんという方は、第4条で表彰されると思うんですけども、今日席上配付していただいた資料だと、鈴木麻美さんについても2条6項になっていて、これは、以前に出していただいたほうが正しいんじゃないでしょうか。

教育長職務代理者 学校保健担当室長。

学校保健担当室長 今回の表彰は、今までのご功績に対して表彰するものでございまして、生前の功績に対しましては、第2条の6の多年にわたり学校における保健管理に貢献した者、それに加えて、今回死亡され、急死という形になっておりますので、そういった方には遡って追彰をするという規定が第6条になっておりますので、その第6条で表彰をさせていただくという形でございます。

教育長職務代理者 両方ということですか。

学校保健担当室長 そうですね、第2条6も適用になりますし、加えて第6条の死亡した方には追彰ができるという、そういった形です。

(「4条」の声あり)

教育長職務代理者 第4条ですね。

学校保健担当室長 第4条です。

伊藤委員。

伊藤委員 すると、今回鈴木麻美さんという方は、4条ではなくてまだ生きておられるときの。

学校保健担当室長 功績ということで、第2条第6項のほうを適用させていただくんですけども、お亡くなりになられたので、遡って追彰するというので、第4条も適用させていただ

くと。

伊藤委員 うん、だから4条ですね。

学校保健担当室長 第4条です。

伊藤委員 根拠になるのは4条で、でも今日頂いた資料だと、2条6号になっています。

学校保健担当室長 第2条6というのは、今までの生前の功績を称えて、本来であればその時点で表彰させていただくんですけども、お亡くなりになったということで、生前のときに遡って追賞をさせていただくというのが第4条にうたわれていると。

教育長職務代理者 適用項目というのが一つでなければいけないということですか。それとも先ほどのご説明だと、両方にまたがる形での適用ということですかという、恐らくそういうご質問だと思いますが。

学校保健担当室長 適用項目として第2条第6項の形。

教育長職務代理者 教育長。

教育長 要するに、なぜ表彰するかというのは2条6項、どういうふうに表彰するかというので第4条ですよ。

学校保健担当室長 そうです。

教育長職務代理者 方法と、あと適用の形が2条のほうでということですか。ということだと。

伊藤委員 今回、適用はやっぱ2条6項なんですか。

学校保健担当室長 そうです。

伊藤委員 じゃ、4条というのは何のために。4条を適用して顕彰するんじゃないんですか。亡くなっているんだから。

学校保健担当室長 4条で、その受ける方が死亡したときは4条で遡って。

伊藤委員 じゃ、4条は何のために、どういうときに適用されるんですか。今回のようなケースに適用しなかったら、適用するときにないんじゃないんですか。

教育長職務代理者 ほかにどういうケースが考えられるか。

学校保健担当室長 表彰の対象者の方が今回はお亡くなりになって、遡って追彰するときにはこの。

伊藤委員 だから、顕彰しようとしたときにはもう亡くなっておられたと。だけど、それ以前の功績を称えてまさしく顕彰するというのが、そういうことができますよというのが4条でしょう。

学校保健担当室長 はい。

伊藤委員 だから、まさしく鈴木麻美さんというのは4条を適用して顕彰するんじゃないんですか。

学校保健担当室長 そうです。今回の適用は第2条の6項を。

伊藤委員 だから2条6項の方は生きてなきゃいけないでしょう。

学校保健担当室長 そこで功績を称えさせていただいて、お亡くなりになった場合は、遡って追彰で第4条。

伊藤委員 そうすると、4条の規定がどういうケースで適用されるのか。

教育長職務代理者 4条だけで適用されるケースというのは、どういった場合に考えられますでしょうかということがご質問だと思います。

学校保健担当室長 一回整理させていただきまして、後ほど。

教育長職務代理者 後ほどちょっとご説明いただくという形でよろしいでしょうか。

ほかに質問、ご意見等ございますか。

和座委員。

和座委員 このメンバーを見ていると、私のよく知っている先生もたくさんいらっしゃって本当にうれしいことですが、かなり経歴の年に幅があるようですね。

規定の中で、こういった経歴に関して、特に何年以上とか、特に考慮はされないのでしょうか。どういうふうな基準でこういった名簿が出てきたかということですが、これについては医師会なりそちらのほうから、推薦があって、それに対する規定がその中で合致するものをここに挙げてきたという、そういう理解でよろしいんですか。

教育長職務代理者 学校保健担当室長。

学校保健担当室長 推薦に関しましては、お辞めになる方のリスト等を、医師会のほうからリストを頂きまして、我々学校保健担当室のほうで、その方が在職年数10年以上になっているかどうかと、そういった形で選定をしております。医師会のほうで選定、基準等を設けてやっているところがございます。

和座委員 分かりました。退職者に対してということですね。

学校保健担当室長 はい。

教育長職務代理者 ほかにございますでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 鈴木先生の件に関しては、後ほどちょっとご説明を補足させていただくということで、一旦この功労者に対する推薦に関しては、伊藤委員、問題なければ、ちょっと先

に進めさせていただきたいと思います。

質疑及び討論はこれをもちまして終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

議案第2号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第2号を原案どおり決定いたしました。
後ほど補足説明をよろしくお願いいたします。

◎議案第3号

教育長職務代理者 次に、議案第3号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

説明者入れ替わりますので、少々お待ちください。

(説明員入替え)

教育長職務代理者 スポーツ課長、お願いいたします。

スポーツ課長 議案第3号「松戸市教育功労者の表彰について」説明させていただきます。

それでは、議案についてご説明させていただきます。

提案理由でございますが、松戸市スポーツ推進委員として活動されていた方々が、令和4年3月31日をもってご退任されましたことから、これまでの松戸市スポーツ推進委員としての多大な功績とご苦勞に感謝の意を表し、表彰するため、ご提案をさせていただいたものでございます。

23ページをお開きください。

表彰候補者6名の方の名簿でございます。今回の表彰につきましては、松戸市教育委員会表彰規則第2条第5号の、多年にわたり委員会、審議会等に在職し、その功績が顕著であったものという規定を適用し、具体的には3期または6年以上在職していた方を対象として提案しております。

表彰候補者の経歴、功績概要等につきましては、推薦調書として24ページから29ページのとおりでございます。経験の長い方は24期、47年近くにわたり本市のスポーツ振興推進にご尽力をいただいております。

以上、ご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

教育長職務代理者 議案第3号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

ご意見、質問はございますでしょうか。

伊藤委員。

このスポーツ推進委員の方は、それぞれスポーツの種目を指導されておられるいろんなケースがあると思うんですけれども、各委員の方の指導の具体的なやり方、在り方というか、学校を中心にやっておられるのか、あるいはどこかそういう地域の、この方々はそれぞれ地域で選出されたと思いますので、その地域のいろんな団体、町内会とかいろんな会があると思うんですけれども、そういったところのスポーツクラブとかで活動されているのが中心なのか、ちょっとその辺の実態について少し、それぞれいろんなケースがあると思うんですけれども、教えていただければと思います。

教育長職務代理者 スポーツ課長。

スポーツ課長 お答えいたします。

今ご質問にあった学校等もございますが、特に地区で教室を開いてご指導をしていただいているのが主なものでございます。

伊藤委員 教室というのは、そうしますと、どういった年代の方々を対象にしたものが多いんでしょうか。

教育長職務代理者 スポーツ課長。

スポーツ課長 いろいろなスポーツをやられていますが、特にグランドゴルフとか年配の方が多いので、そういった方に対しての教室等をさせていただいているのが実情でございます。

伊藤委員 あと、この47年にわたって指導されていた方というのは、野球をやっておられたようですが、この方なんか、例えばどのようなところでどういうふうな活動をされていたのかというのは分かりますでしょうか。

教育長職務代理者 高橋勁一さんのケースですか、じゃなくて浅野さんのケース。

スポーツ課長 野球ということなので、年配の方もいらっしゃいますし、中堅の方もいらっしゃいます。特に需要が野球のほうは特にほかのスポーツに比べてないというのが今の実情でございますが、やっていただいた内容としては若い方からお年寄りまで教室でご指導していただいたというのが実情でございます。

教育長職務代理者 中西委員。

中西委員 地元では有名な方なのかもしれませんが、47年も、しかも今もう80歳を超えていらっしゃる方ですので、こういう一覧表にするとシンプルな形になってしまうんですが、せっかく感謝状を贈る、しかも47年も務めていただいた方がどんなことをされていたのか少し聞きたいなという気はするんですけど、その辺はいかがですかね。

教育長職務代理者 今のその前に伊藤委員がおっしゃられた方に関しても、ちょっと内容的なところをご説明いただけるとありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

スポーツ課長。

スポーツ課長 先ほどもお話しさせていただく、野球というジャンルというかスポーツなんですけども、特に地域の方々に野球のほかにもそういったことを、ほかのスポーツも地区で指導していただいたというのが今までの経過でございます。

教育長職務代理者 恐らくお聞きになりたいのは、これだけ多年にわたってご貢献いただいているので、お一人お一人の物語というか、関わってきた、どういった形で市民の皆様に貢献してくださってきたのかというような、エピソードみたいなものをお伺いしたいというイメージだと思います。

そんなに人数も多くないので、やはりそういったお話があったほうが、会議がすごく押しているときはともかくでございますけれども、こういったときはそのぐらいの調書というか、あってもいいのかなというふうに、委員さんからのご質問を聞いていても想像いたしますが、今後にそういうことを生かしていただきたいということも含めて、課長いかがでしょうか、ご答弁いただきたいです。

スポーツ課長 お答えします。そのとおりだとございますので、今後はそういった方のよく確認をさせていただきながら、お話をさせていただきたいと思います。

教育長職務代理者 もしよろしかったら、今回に関しても次回の会議までに、少しそのようなご資料を頂ければありがたいと思います。

スポーツ課長 かしこまりました。

教育長職務代理者 ちょっと丁寧にお願いしたいと思います。

それでは、ほかにご意見等ございますでしょうか。

山形委員。

山形委員 意見です。2号と3号ともつながりますが、功労者として推薦されて、多年にわたって関わっている方がこれだけいらっしゃるということを、一市民として、その時期にしかないと分からないものがあるのを、いろいろな広報手段が今は発達してきていますので、

ぜひこの表彰状、感謝状を贈って、存在感を、ご本人のプライバシー等もありますが、何かしらの形で広報紙や、地域新聞等の民営のものや、SNSなども活用して行って、どんな仕事なのか、どんな活躍なのかを広くお知らせしても良いと考えます。

先ほど質問はしなかったのですが、戻りますが、これは意見ですが、学校薬剤師さんも、教育委員になって初めて知りました。保護者の方の認知度も低いと思います。。、とても学校のために重要な仕事でプールの水質や、薬品管理などという、裏側で活動してくださっている方。また、長年歯科の先生たちは本当に長くやっていたりなど。このスポーツ推進委員の方もたくさん関わっているよというところを一人一人市民にアピールすることで、やってみようかなというボランティアな気持ちを育むような機会にもなるのかなと思います。せっかくの機会なので意見として残させていただきます。

以上です。

教育長職務代理者 私からも意見なんですけど、意見じゃなくてちょっと質問になるんですけども、多年にわたってこのような活動を引っ張ってきてくださった方が抜けるということに関して、引継ぎということに関してはうまくいっているのかどうかということも含めてご報告いただけると、少しほっといたします。

これで終わってしまいますということになると、次の方が探せていない不安感であるとか、活動が終わってしまうということに関しての不安感のようなことが少し懸念されますので、そういった、先ほど伊藤委員が求めたようなことが見えれば、恐らくそういったところも見えてくるのかなと思います。

今お聞きしても返答は難しいのかなと思いますので、そういったことも含めて、調書のほうをよろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 それではないようございますので、議案第3号については採決をいたします。

議案第3号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第3号を原案どおり決定いたしました。

◎報告、その他

教育長職務代理者 それでは、報告、その他に移ります。

よろしくお願ひいたします。

生涯学習部長 それでは、生涯学習部長でございます。

ご報告の前に、先ほどの様々ご指摘の件につきましては、次回の教育委員会会議の際に整理をいたしまして、きちんとご報告をさせていただくことを私のほうから申し添えさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の資料A3の縦の資料をご覧いただければとございます。

コロナウイルス感染症対策に伴う社会教育施設の運営状況並びにイベント等の実施状況につきまして、報告を申し上げます。

1番目、博物館につきましては、常設展のほか館蔵資料展「イランの技とデザイン」をゴールデンウィーク中の4月29日からスタートし、6月12日まで開催をいたします。

お手元にチラシ等も行ってありますが、下段の講演会・講座につきましては、こちらの館蔵資料展に合わせて開催するものでございます。

続きまして、社会教育課、成人向け講座ということで、令和4年度のやさしい教養講座が5月からスタート予定でございます。こちらは国語・数学・英語・社会など、市民の学び直しの一助となる毎年開催している講座を実施するものでございます。

その下段、青少年向け講座、春の青少年教室、運動会直前攻略法・かけっこで速く走れるコツ、運動公園陸上競技場で4月30日に開催をいたします。こちらは駅伝等にも出場しております日立物流の陸上部のご協力で、毎年実施しているものでございます。

その下、シティー・ミニコンサートにつきましては、コロナ禍の前には松戸市議会の会場で毎月開催しておりましたものでございます。5月からの再開に向けて準備を進めているところでございます。

次に、新規設置した文化財保存活用課でございますが、史跡めぐりの今年度実施については、現在検討中です。

それから次に、市民会館のプラネタリウムについては、定員を制限して開館をしておりましたが、プラネタリウムと実際の星空観察を行う星空観察会を、4月9日に開催をいたしております。順次実施してまいります。

それから、図書館につきましては、小さい子のためのお話会、市民センターお話会、絵本はじめの一步、依頼お話会等々のお話し会につきまして、回数、日数等を増やしまして、記

載のとおりに開催しています。

以上が、まん延防止等重点措置が解除後のイベント等の現状でございます。

続きまして、裏面、2ページ目をご覧くださいませ。

施設の運営状況につきましては、前回と変わらず、コロナ対策をしつつしっかりと開場をしている状況でございます。市民会館は、まん延防止対策解除後に定員を拡大しており、会議室等の定員が増えてございます。

以上でございます。

学校教育部長 それでは、学校における新型コロナウイルス感染症報告について報告させていただきます。

資料を1枚、A4サイズの資料をご覧ください。

まず3月の報告からですが、3月は学校からの報告1,018件ということで、2月の約半数の数になっております。陽性者数につきましては3月のところ、児童、生徒、職員、同居人合計という数がこちらに書かれておりますが、こちらも2月の約半数ぐらいの数字になってきております。

続きまして、学級閉鎖等につきましては、こちらも3月のところをご覧くださいますが、学年閉鎖につきましては7件ということで、内訳は小学校が1件、中学校が6件ということです。学級閉鎖等につきましては116件です。小学校が90件、中学校が26件、あと部活動の閉鎖が1件ということでした。

3月に入りまして、市内の感染者の状況も減少傾向が見られ、3月の学校での教育活動につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドラインにのっとり予防策を徹底し、教育活動を継続させてまいりました。

3月21日にまん延防止等重点措置も解除になりましたが、学校では引き続きの感染症対策を講じながら、教育活動を進めてまいりました。また、3月22日以降の教育活動等について、保護者宛文書を発出しまして、春休み中も引き続きの基本的な感染症対策の協力を依頼させていただきました。

さらに、昨日12日より学校における新型コロナウイルス感染防止ガイドラインを改正して、運用を始めました。各学校のホームページ等ではもう昨日掲載しておりますが、主な改正点2点ありますので、そこだけ簡単にお話をさせていただきたいと思っております。

まず1点目は、児童生徒の出席、教職員の出勤に関わる事項です。これまで児童生徒の出席、教職員の出勤については、同居人の状況により出席停止、出勤停止とする内容も盛り込

まれておりましたが、これを変更し、同居人の記載をなくしました。これにより、児童生徒及び教職員本人の状況で出席停止、出勤停止となります。ただし、家庭より同居人が濃厚接触者となり、かつ症状がある場合は登校を控えるとしておりますので、この場合は出席停止というふうになります。

また、家庭より同居人の状況で感染の心配がある場合は、学校に相談をしていただき、出席停止として扱うような配慮をお願いしております。

2点目は、学級閉鎖に関わる基準の変更についてです。

これまでは陽性者の発生により学級閉鎖としていましたが、複数の陽性者やそれに伴う風邪症状等での欠席者が複数の場合に、欠席状況等を確認し、感染拡大が懸念される場合、学校の実態を踏まえまして、学校と教育委員会で協議することとなりました。詳細は教育委員会ホームページにも掲載してございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、3月の学習支援が必要な児童生徒数でございますが、小学校は46名、2月が120名でしたので、今回は大分減っている状況が見られます。中学校は6名、2月は7人ということで、1名減ということで、小中学校共に減少しております。

学習支援の方法等につきましては、小中学校ともに今までと同様に、家庭への電話連絡を初め、定期的な家庭訪問による学習課題の配布、回収、添削等に加え、時差登校や放課後等での短時間登校、T e a m s を活用した授業解説や質疑、児童生徒の個別の状況に応じた対応を進めております。また、M i c r o s o f t T e a m s 等を活用したオンライン授業配信も実施しており、子どもたちの学びの保障をできる体制づくりに取り組んでおります。

さらに、3月は年度末ということもありましたので、児童生徒、ご家庭の状況に応じて、児童生徒との面談や保護者面談等で通知表等を配付し、新年度に向けた準備の話もできたケースもあったようです。

市内の感染者数は下げ止まりの状況が見られ、まだ感染者数が多い状況です。4月は新しい年度のスタートでもありますので、期待と不安を持っている児童生徒も多いと思いますので、各学校では事前に家庭連絡等を行い、新年度のスタートが円滑に進められるような対応を進めてまいりました。

最後に、3月の教育委員会会議でご意見をいただきましたインフルエンザと新型コロナウイルス感染症、オミクロン株流行時の学級閉鎖等の数について、裏面の資料をご覧ください。

上段が平成28年度から平成30年度の1月から3月までの、インフルエンザによる学級閉鎖数と閉鎖基準を記載したものです。下段が令和3年度1月から3月までの、新型コロナウイ

ルス感染症のオミクロン株流行時の学級閉鎖数と基準を記載したものです。閉鎖の基準に違いがありますので、数の統計だけの比較はできないと思いますが、3月14日から先ほど申しました学級閉鎖の基準を変えましたので、3月14日以降の基準ではインフルエンザの閉鎖数に近づいているように感じております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

教育長職務代理者 何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

和座委員。

和座委員 今回の一部改定についての質問なんですけれども、改定の中、本人が濃厚接触者となる場合、要件及び注意事項を満たす限りにおいて登校・出勤が可能とするという文面があるんですけれども、これについて、要件及び注意事項を満たす限りというのは、具体的にはどういうふうなものなんでしょうか。

学校教育部長 出席停止になる場合ということですか。

和座委員 ここの、何か一応。

学校教育部長 あ、こちらの。

和座委員 いや、これです。学校財務課長からの文書が我々のところに来ていたんですけれども、昨日。その文書の中の話なんですけれども、先ほどあったように、同居人に関わる云々というのは分かるんですけれども、もう一つ下のほうに、本人が濃厚接触者となる場合は、要件及び注意事項を満たす限りにおいて登校・出勤が可能となるということで、これが児童生徒とか教職員の出席とか出勤に関わる変更というところでその項目が出ているんですね。

この濃厚接触の場合というのは、一般的には7日間、家に待機しないといけないというふうになっていると思うんですね。もちろん、医療従事者の場合は特別ないろんな要件が満たされれば出勤ができることにはなっているんですけども、ここに書かれている本人が濃厚接触者となる場合に、要件及び注意事項を満たす限りにおいて登校・出勤が可能となると書いてあるので、これについてちょっと教えていただければということです。

学校教育部長 基本的には濃厚接触者と特定されても、児童生徒及び教職員の発熱とかまたは体調不良とかがないとか、または自覚症状がないとか、そういう場合は。

和座委員 本人がですか。

学校教育部長 はい。濃厚接触者に特定された方がですね。

和座委員 本人が濃厚接触者になっているんですね。

学校教育部長 すいません、家族が濃厚接触者と特定されて、なおかつ濃厚接触者の方が症状

がない、または体調不良がないという場合は、登校・出勤してもよいということです。

和座委員 この本人が濃厚接触者となる場合というのは、例えば誰か家族に陽性者がいて濃厚接触者になってしまった場合。通常は登校とか出勤は要件及び注意事項を満たす限りにおいてというのは、どういうふうなことを言っているわけですか。

学校教育部長 今まではご家族の中で、例えば今、和座先生がおっしゃったようにお父様、お母様が陽性者になった場合で、お子さんがまたは同居人が風邪症状とか、とにかく症状がなくても濃厚接触者と特定された場合は、もうそこで出勤や登校はできないというふうにしていたんですけども、それが、本人の状況等で体調不良になっていないとか、または。

和座委員 そうすると、濃厚接触者であったとしても、症状がなくて元気であればということですか。

学校教育部長 すいません、ちょっと担当から。

学校保健担当室課長補佐 職員及びお子さんの濃厚接触者の場合ということでよろしいですか。

和座委員 はい。

学校保健担当室課長補佐 国のほうの通知に従いまして、職員についてはその職員が学校経営上、欠かせないという場合に限って、毎日の抗原検査等のキットの結果により、出勤ができるというような形になっています。

それから、その前に出た通知では、教職員はエッセンシャルワーカーという扱いで、4日目、5日目の抗原検査キットの結果により、出勤が可能になるというふうになっています。これは、もう既に子どもたちのほうも適用されておりまして、子どもたちのほうも4日目、5日目の抗原検査キットの適用で陰性で、学校のほうに登校できます。いわゆる社会的な行動制限が解除されれば、当然のことながら学校のほうも登校ができるというふうに扱いのほうをしております。

以上です。

和座委員 分かりました。そうすると、結局我々医師が、エッセンシャルワーカーと言われてる我々ですね、僕らも当然4日目、5日目の抗原、それからまたさらには、毎日ですけれども、症状さえなければちゃんと抗原検査をしていけば出勤ができるというふうなことになっているんですね。ですから、そういった形で、それに合わせて変更したということですね、分かりました。

その要件及び注意事項に対しては、今いろいろと教えていただきましたので、その点確認させていただきました。どうもありがとうございます。

教育長職務代理者 ほかにございますか。

山形委員。

山形委員 山形です。

学校教育部のほうで少しずつ支援の必要なお子さんが、2月がピークだったので、下がってきたのは少しほっとはしながらも、また新年度で学校の体制が変わっていく中で、不安なお子さんがいらっしゃると思うので、継続してコロナ対応など、先ほどの緩和措置が広がってきたので、行きづらいつつかそういう不安感も減っていくのかなと思います。ワクチンも、10代の方が受けている様子もあるので、子どもたち自身が安心していく中で、教育活動も広がっていくのかなと思います。

一方、ワクチンもなかなか打つのが不安でいろいろな考え方で打たない子もいたりとか、そういうところもいろんな事情があると思います。支援が必要な方への継続的な支援を今後もお願ひしますというところと。

コロナとは少しずれるかもしれませんが、夜間中学校のことで、新年度入学数など、もし分かっていたら教えていただきたいなと思いました。

学校教育部長 確認をさせていただきたいので、また。

山形委員 次でもぜひ、もしかしたらホームページとかも見たら分かるのかもしれないんですが、松戸市としての大切な取組の中で、10代の方で前回見学に行ったときに学び直しをとっても主体的にされている姿は、もっと多くの方に困っている方に届いてほしいなと思ったので、ぜひ会議の中でも報告していただけたらありがたいなと思いましたので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

学校教育部長 数のほうはちょっと今正確なものを確認させていただいて、またご報告でよろしいでしょうか。

山形委員 はい。

教育長職務代理者 今年度の夜中につきましては、じゃ、次回ご報告いただけるということで、よろしいですか。

学校教育部長 今の入学者数とかですね、じゃ、次回報告させていただきます。

教育長職務代理者 私からちょっと質問してよろしいでしょうか。

今の山形委員のおっしゃったことにちょっと近いところもあるんですけども、学習支援を必要とする児童生徒に関して、数の報告をずっと受けているんですけども、以前の報告

のときに、ずっと同じ児童生徒なのかというところで、いや、入れ替わっていますというようなお話もあったんですが、それから大分時間がたちますので、すごく長期にわたってという生徒というのはいらっしゃるのか、そのあたりのところちょっと懸念される場所なので、人数だけでは分からないところを教えてくださいたいと思います。

学校教育部長 じゃ、それもすいません、ちょっと数が正確じゃないと。

教育長職務代理者 そうですね。ちょっと長期にわたる児童生徒いたら、また違う問題だと思いますので、ご報告をお願いします。

学校教育部長 じゃ、ちょっと確認させてください。

教育長職務代理者 ほかにございますでしょうか。

和座委員。

和座委員 それから、予防接種のことなんですけれども、5歳から11歳を今やっております。そしてまた、12歳以上の方たちもやっているわけなんですけれども、5歳から11歳にかけては、確かに幾つかの議論がありますけれども、できるだけ我々の立場としてやっていただきたいというふうに思っているわけです。

今度第7波ということで、もうかなりこれがかなり大きな波になってくる可能性が私なんかはあると思っているんですけどもね。そういうことも専門家会議でも言われております。

そういう中で、やはり若い方たちに対しての予防接種というのが、私は非常に大切であると思っています。高齢者の場合の予防接種については、第1回目、第2回目非常に高かったですね。ただ、若い方に関して言うと、今あまり高くないというふうなのが一般的なんです。

具体的に松戸市は、どの程度の接種率になっているのか、10代、20代、30代、40代各々の分析なんかはなされているんでしょうか、現時点で。

また、全国と比較した接種率など、教えて頂ければと思います。

学校教育部長 じゃ、それはこっちで。

教育長 ここ半月ばかり、保健所長さんとかそれから医師会の方との情報交換会が延期になっています。ですから、1か月ぐらい前の情報しか持っていないのですが、ご存じのとおり、やはり若年層の低い状況は、20とか30とか、そういう数字だったと思います。

それからどういうふうに変わってきているのかは、来週また会がありますので、また新しい情報があると思います。

和座委員 医師会のほうとしても、できるだけ多くの人たちにコロナ予防接種をやっていただくように、日夜努力していますが、全体的に皆さんでできるだけ予防接種の推進を図ってい

ただければというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

教育長職務代理者 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 以上をもちまして、報告等は終了させていただきます。

◎その他

教育長職務代理者 委員さんから、あるいは事務局から何かご報告ございますか。

学校教育部長。

学校教育部長 ちょっとコロナとは全然違うことなんですけども。先月の教育委員会会議で、適応指導教室の名称のことでお問合せをいただいたと思います。それをちょっと確認させていただいたので、その報告をさせていただいてよろしいでしょうか。

文部科学省より、不登校児童生徒への支援の在り方についての通知を受けて、令和4年度4月1日より、適応指導教室という名称から教育支援センターへの名称へ変更いたしました。教育委員会は、福祉・保健・医療・労働部局とのコーディネーターとしての役割を積極的に果たす必要があり、不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備することの必要を考えて、教育支援センターと名称を変更させていただきましたので、ご報告させていただきます。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

委員の皆様からは何かご報告等ございますか。

(発言の声なし)

◎議案第4号

教育長職務代理者 それでは、会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、議事日程を変更いたしましたので、秘密会に入らせていただきたいと思います。

議案第4号「令和3年(ワ)第1010号損害賠償請求事件に係る指定代理人の選任替えについて」及び議案第5号「令和3年(ワ)第2104号損害賠償請求事件に係る指定代理人の選任替えについて」を議題といたします。

会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、議案第4号、議案第5号の審議は秘密会となりますので、松戸市教育委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員及び傍聴の方は、退席をお願いいたします。

お残りいただきますのは、生涯学習部長、学校教育部長、生涯学習部審議監、学校教育部審議監、教育総務課長、児童生徒課長、児童生徒課課長補佐、以上となります。そのほかの方は退席してください。

(関係職員以外の職員退席)

(以後、秘密会)

教育長職務代理者 それではご報告いたします。

秘密会にて、議案第4号及び議案第5号は原案どおり決定いたしましたことを報告いたします。

本日の予定していた議題は以上です。

それでは、議事進行を教育長にお戻しいたします。

教育長 事務局から特にはございませんか、よろしいですか。

それでは、次回の教育委員会会議の日程についてです。次回の教育委員会会議は、令和4年5月18日の水曜日午前9時30分より、教育委員会5階会議室にて開催してはいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

教育長 ご異議がないようですので、次回、令和4年5月定例教育委員会会議は、令和4年5月18日水曜日午前9時30分より、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

◎閉 会

教育長 以上をもちまして、令和4年4月定例教育委員会会議を閉会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会 午前10時55分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員